

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。【保険年金課】

【回答】

平成30年度からの県単位化に伴い、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、標準保険税を算定するための賦課割合は、県の所得水準に応じた設定により、応能割と応益割に按分するとしています。そのため、市町村が保険税の見直しをする際は、県が算定した標準保険税率を参考に検討していくこととなります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。【保険年金課】

【回答】

子どもの保険税均等割の負担軽減については、財源の問題も生じることから、現段階では検討をしておりません。

埼玉県国保協議会や市長会などを通じて、更に財政支援の拡充が図られるよう引き続き要望を行っていきたいと考えております。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。【保険年金課】

【回答】

平成30年度から、国民健康保険は県単位での運営となり、市町村の保険税率などの標準的な算定方法が示され、国保財政運営の安定に向けた統一的な方針に基づき運営することとなりました。その「埼玉県国民健康保険運営方針」では、赤字市町村は、令和5年度までの6年以内に赤字を解消する段階的な目標を設定することとしています。

法定外繰入を行っている当市におきましても、段階的に赤字を削減・解消する必要があるものとされており、運営方針に基づき、平成31年度より保険税を改正し、赤字解消に取り組むものでございます。

(2) 国保税の減免(国保法77条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり約2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準1.5倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【保険年金課】

【回答】

国保税減免は、国民健康保険税条例の規定に基づき、納税者の担税力など個々の事情に応じて決定しております。

なお、国保税の軽減措置につきましては、平成31年度においても軽減の判定所得を引き上げ、対象世帯の拡大を図りました。

② 災害時の減免基準を拡充してください。【保険年金課】

【回答】

上記の回答と同様に、国保税減免は、国民健康保険税条例の規定に基づき、減免をしております。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。【保険年金課】

【回答】

一部負担金の減免については、国保法第44条、「上尾市国民健康保険に関する規則」に定められ、その取扱いについては、厚生労働省通知（「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取り扱いについて」）に基づき運用しております。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【保険年金課】

【回答】

一部負担金の減免の申請書については、「上尾市国民健康保険に関する規則」に基づき、療養の給付を受ける者の氏名、傷病名など必要な事項をご記入いただく申請書となっております。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。【納税課】

【回答】

納税相談において、提示いただいた収支資料や財産資料を確認し必要と考えられる場合には、生活支援課や消費生活センターなどのご紹介やご案内を行っています。また、財産などの調査を行った結果、必要と認められる場合には滞納処分の執行を停止するなどの措置を適用しています。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【納税課】

【回答】

国保税が納期限までに納付されなかった場合には、法令に基づく督促状の送付に加え、電話催告や文書催告によって早期の納税を勧奨するとともに、納税が困難な方々への納税相談を呼びかけております。

しかし、催告や納税相談の呼びかけにもかかわらず、納付や相談がなされず、または誓約を履行せずに完納の見込みがたたない場合には、地方税法や関連する法令に則り滞納処分を執行しています。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。 **【保険年金課】**

【回答】

保険税を滞納している世帯のうち、納税の催告や納税相談等にも応じていただけない場合に、特別な有効期間を定めて保険証を発行しております。

② 窓口留置は行なわないでください。 **【保険年金課】**

【回答】

納税の催告や納税相談等にも応じていただけない場合に、納税相談の機会を確保し、個々の実情を把握することを目的に、直接窓口で保険証を交付しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。 **【保険年金課】**

【回答】

現時点で、資格証明書は発行しておりません。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。 **【保険年金課】**

【回答】

上尾市国民健康保険運営協議会委員の選出において「被保険者を代表する委員」については、地域住民の代表として区長会連合会から推薦をいただき選出しております。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【保険年金課】

【回答】

国民健康保険運営協議会の委員については、被保険者を代表する委員を含め、保険医

又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員、被用者保険等を代表する委員などさまざまな職種の方の意見が取り入れられる委員構成となっております。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。【保険年金課】

【回答】

平成23年度から特定健康診査の自己負担額は無料にしております。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。【保険年金課】

【回答】

実施期間については、健診を実施している医療機関のインフルエンザなどの流行時期を考量し、実施時期を10月末までとしております。また、項目は国の基本項目のほか、心電図などの追加項目につきましても併せて実施し、生活習慣病の早期発見につながるよう努めております。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【健康増進課】

【回答】

住民の健康づくり・保健予防活動の推進につきましては、各種事業を計画的に実施するほか、東西の地域に担当保健師・栄養士を配置し、地域での活動や個別への支援に対応しております。

引き続き、保健師の増員も含め、地域保健の推進に努めてまいります。

④ 個人情報の管理に留意してください。【保険年金課】

【回答】

個人情報の取扱いに関しては、「個人情報の保護に関する法律」及び「上尾市個人情報保護条例」に基づき、適正に管理しています。

2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【保険年金課】

【回答】

上尾市の後期高齢者医療においては、資格証明書・短期保険証ともに発行していません。

短期保険証については、埼玉県内の35団体(平成30年度)で発行しておりますが、上尾市では、短期保険証の発行に至るまでに、保険料の納付が困難な被保険者との納付相談を実施し、分割納付等に結び付けているところでございます。

引き続き、被保険者の実情に合わせた納付相談を行っていきたいと考えております。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。【保険年金課】

【回答】

上尾市では、健康保持・増進に役立てるため、高齢者宿泊補助事業として国内の宿泊施設を対象とした1泊3,000円、年度内2泊を限度として宿泊補助を行っております。引き続き利用について周知に努めたいと考えております。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【保険年金課】

【回答】

後期高齢健康診査は、無料で実施しております。人間ドックについては、20,000円の補助事業を実施しており、市内の指定医療機関だけではなく、市外の医療機関にも拡充し、同額の補助を実施しております。

また、がん検診、歯科検診につきましては、上尾市で実施の健診を70歳以上から無料で受診することができます。なお、前年度に75歳になられた被保険者については、埼玉県後期高齢者医療広域連合で無料の健康長寿歯科検診を実施しております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。【高齢介護課】地域支援担当

【回答】

地域支援事業の平成31年度予算は、平成30年度とほぼ横ばいの約9億円でございます。そのうち、介護予防・日常生活支援総合事業の予算は、約5億8千万円から約6億2千万円に増えており、想定の範囲内です。

また、地域支援事業には、前年度実績などにより原則として上限額が設けられておりますが、上限額を超えた場合でも市の状況に応じて事業を実施することもできる仕組みとなっており、必要なサービスを維持できるよう設計されております。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。【高齢介護課】地域支援担当

【回答】

総合事業における生活支援サービスの担い手の養成と資質向上を図るため、認定ヘルパー養成研修を開催しております。平成28年度から平成30年度末までに各回約40人で8回実施し、合計312人を認定いたしました。

また、実際の担い手となっている人数と事業につきましては、平成30年度10月に認

定者にアンケートを行ったところ、訪問型サービスAの事業に従事している方が10人、その他、地域で活動をしている方が27人、ボランティア活動をしている方が39人でした。

今年度も引き続き調査を実施するなど、動向を注視して参ります。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。【高齢介護課】管理給付保険料担当

【回答】

現行相当サービスの指定事業者のみなし指定が平成30年3月に期限を迎えましたが、これまで指定を受けていた事業者のほとんどが引き続き指定を受け、現行相当サービスの提供を継続しております。これにより、今後も専門職の支援を必要とする要支援者が、適切なサービスを受けられるものと考えております。

- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【高齢介護課】管理給付保険料担当

【回答】

有資格者が提供する現行相当サービスは旧介護予防サービスと同一の基準により実施していることから、当市では、給付額の基となる単位数を引き下げることなく、国の定める上限単位数で設定しております。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。【高齢介護課】地域支援担当

【回答】

医療及び介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための施策を実施しております。

医療と介護とをつなぐ機関として在宅医療連携支援センターを設置し、在宅医療に関する相談や情報提供、講演会の開催等による普及啓発を行っております。

また、医療・介護関係者の情報共有の支援ツールとして、「わたしノート事業」を実施します。「わたしノート」は、高齢者がもしもの時にどのような医療ケアを望むか、大切な人や信頼できる人たちと話し合うための冊子です。今後も医療と介護の切れ目のない支援を継続していくための体制構築に努めて参ります。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【高齢介護課】地域支援担当

【回答】

認知症の方の居場所づくりやその家族の負担軽減を図ることを目的とした「オレンジカフェ」を開催しております。地域住民や専門職などが参加することで、地域の支え合いを進める交流の場となっております。

認知症の方にかかわる方への支援策として好評なものは、「認知症サポーター養成講座」でございます。年々参加者が増加し、平成18年度から昨年度までに約11,000人の認知症サポーターを養成しております。

今年度より、認知症サポーターの対応力向上を目的とした「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、地域の見守り力強化に努めております。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回24時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回24時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。 **【高齢介護課】管理給付保険料担当**

【回答】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の課題としましては、ケアプランにサービスを位置付けるケアマネジャーの認知度の不足や、昼夜を問わず多様なサービスを提供する事業所の人員不足等が挙げられます。安心して在宅生活を送ることができるようサービスの周知に努めて参ります。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。 **【高齢介護課】管理給付保険料担当**

【回答】

介護サービスの基盤となる介護従事者の人材確保は重要であると認識しており、介護従事者の処遇改善等について、引き続き国・県に対して要請して参ります。

厚生労働省の委託事業に「介護事業場就労環境整備事業」がございます。この事業では、労働基準関係法令等を含めたセミナーの開催や専門家が事業所を訪問し、業態等に相応しい就労環境整備の助言を無料で実施しています。

事業が活用されるよう、管内事業所にパンフレットを送付しているほか、窓口ラックにパンフレットを設置し、周知しております。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。【高齢介護課】管理給付保険料担当

【回答】

現時点で、介護職種の技能実習制度に関するトラブルや苦情等の報告はございません。今後、機会を捉えて、実態の把握に努めて参ります。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【高齢介護課】管理給付保険料担当

【回答】

介護現場におけるハラスメント対策が進むよう、平成 30 年度末に厚生労働省事業で作成された「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」の活用を管内事業所に周知しております。

また、実地指導の際には、契約書や重要事項説明書におけるハラスメントに関する記載について助言をしております。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【高齢介護課】管理給付保険料担当

【回答】

特別養護老人ホームなどの施設については、既存施設の入所状況や実質的な待機者数等を勘案しながら、適正な施設数となるよう整備を進めて参ります。

また、今年度においては、当市で初めて看護小規模多機能型居宅介護を提供するサービス事業所が開設されました。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。【高齢介護課】管理給付保険料担当

【回答】

必要な時に必要なサービスを受けられることは重要であると認識しております。低所得者の負担軽減については、既存の制度の周知を含め、その取組みを進めて参ります。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。【高齢介護課】管理給付保険料担当

【回答】

要介護1・2の方の特養入所判断においては、今後も施設と情報の共有を行いながら、適宜意見表明を行うなど、透明かつ公平な運用に努めて参ります。

6、新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【高齢介護課】管理給付保険料担当・地域支援担当

【回答】

平成30年度における保険者機能強化推進交付金の収入額は3,272万円でございます。この交付金については高齢者の重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくという趣旨を踏まえ、通所型介護予防事業や地域介護予防活動支援事業等に充当しております。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【高齢介護課】管理給付保険料担当・地域支援担当

【回答】

保険者機能強化推進交付金は他保険者の評価点数により変動することからも、現時点で見込額についてはわかりかねます。

また、今年度においても昨年度同様交付金の趣旨に沿った事業へ活用して参ります。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。【高齢介護課】管理給付保険料担当

【回答】

要介護認定事務を含め、今後も引き続き適正な運用に努めて参ります。

7、介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。【高齢介護課】管理給付保険料担当

【回答】

平成31年度は消費税率の引き上げに伴い、第1段階から第3段階（非課税世帯）の介護保険料を引き下げております。第1段階は年額26,400円から22,000円（▲4,400円）、第2段階は年額39,300円から32,000円（▲7,300円）、第3段階は年額44,000円から42,500円（▲1,500円）です。

第1段階が第2段階に比べて引き下げられていないように見えますが、これは以前から第1段階は低所得による負担軽減（年額▲2,900円）を実施していたためであり、今回引き下げた額（▲4,400円）と合わせると▲7,300円となるため、第2段階と同額の引き下げとなります。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかのように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【高齢介護課】管理給付保険料担当

【回答】

介護保険料の減免については、介護保険法第 142 条により「上尾市介護保険条例第 12 条」に規定し、「上尾市介護保険料の減免に関する要綱」に基づき実施しております。

また、低所得者の保険料については、前項のとおり今年度は第 1 段階から第 3 段階の非課税世帯の介護保険料を軽減しております。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。**【高齢介護課】管理給付保険料担当**

【回答】

介護保険給付の一時差止については、介護保険法第 67 条第 1 項により規定されております。

介護保険料の納付が滞っている方には給付制限が決定する前に相談を促す通知をお送りするとともに、随時、電話・窓口での納付相談も受付けております。

(4) 第 7 期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第 7 期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。**【高齢介護課】管理給付保険料担当・地域支援担当**

【回答】

第 7 期計画では、重点プロジェクトとして「自立支援型地域ケア会議の実施」と「介護予防・生活支援サービスにおける移動支援の充実」の 2 つを掲げております。

現在の進捗状況でございますが、自立支援型地域ケア会議につきましては、平成 30 年度に 2 回開催し、平成 31 年度においても、5 回の開催を予定しております。

移動支援につきましては、現在、要綱整備を進めており、要綱整備後、事業者向けの説明会や関係機関への周知を経て、事業を開始する予定でございます。

なお、本市は被保険者数の増加に伴い、給付総額も増加しております。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。**【高齢介護課】管理給付保険料担当**

【回答】

住民税非課税世帯の利用料については、市の単独事業として「上尾市介護保険法に基づくサービスの利用者負担額に係る助成費支給要綱」を定め、在宅介護に係る利用者負担額に助成費を支給しております。

今後も、介護サービス利用者負担助成費の支給を適正に実施するなど、引き続き利用者の負担軽減に努めて参ります。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。【高齢介護課】地域支援担当

【回答】

平成30年度に警察から市へ情報提供された虐待通報は47件、うち、市が事実確認を行った結果、虐待の事実を認めた件数は6件でございます。

高齢者虐待は、実態把握により潜在化している虐待事案を早期に発見し、迅速かつ適切に対応していくことが重要であると考えます。

上尾市では、民生委員や地域包括支援センター、民間事業者等による見守りネットワークを構築し、市への相談・通報体制を整えているほか、24時間体制の相談窓口として開設された「埼玉県虐待通報ダイヤル」を通じた虐待に関する相談に対応しています。

また、高齢者虐待を引き起こす要因として、認知症高齢者等の介護負担等が原因となっているケースも少なくないと考えられるため、認知症の方を含む高齢者を適切な支援に繋げるだけでなく、養護者等に対する支援も重要であると考えております。

高齢介護課の出前講座において、高齢者虐待防止に関するメニューを設けており、引き続き、虐待防止について広く地域住民の方への普及を図るよう努めて参ります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。【障害福祉課】

【回答】

令和2年度の実施に向け、先進都市視察、市内在住の障害児・者等の現状と課題など、行政担当者及び委託相談の相談支援専門員と定期的に協議をしております。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【障害福祉課】

【回答】

令和2年度の実施に向け、予算措置に努めて参ります。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【障害福祉課】

【回答】

令和2年度の実施に向け、協議を進めて参ります。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。【障害福祉課】

【回答】

自立支援協議会を活用し、当事者の声も反映するよう努めて参ります。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH 併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【障害福祉課】

【回答】

市としては、個別支援を通じて入所希望の把握に努め、相談支援事業所と連携して運営事業所の紹介や、支給決定の手続きについてご案内してまいります。

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。【障害福祉課】

【回答】

グループホームの開設は、事業者が県へ届出し、県が指定することとされております。

グループホームほか事業所の開設にあたり、事業者は開設予定地の地方自治体に、必要に応じて相談、意見書を求め、地方自治体は障害者福祉計画で設定している利用見込量を参考に、意見書を作成しております。

市では、施設整備について直接的に関与する権限はございませんが、引き続き次期障害者福祉計画においてもサービス利用が適正にできるように努め、事業者からの開設相談などに対応してまいります。

(3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。【障害福祉課】

【回答】

いわゆる8050問題については、今後の大きな課題と認識しております。相談支援

専門員と介護支援専門員との連携を推進するとともに、地域生活支援拠点事業を活用し、緊急対応ができる体制整備に努めて参ります。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【障害福祉課】

【回答】

本市においては、所得制限及び独自の年齢制限は導入しておりません。

今後も、制度の継続性が失われることのないよう、内容について検討して参りたいと考えております。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。【障害福祉課】

【回答】

市内の契約医療機関（医科・歯科・調剤）では、すでに現物給付を実施しております。現物給付の広域化については、市としては現行の制度変更を要望していく予定はありません。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。【障害福祉課】

【回答】

精神障害者2級までの拡大については、市としては現行の制度変更を要望していく予定はありません。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【障害福祉課】

【回答】

現在、障害児者生活サポート事業については実施しているところです。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。【障害福祉課】

【回答】

埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱に年間利用時間の上限があることから、同様の上限にしております。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【障害福祉課】

【回答】

近隣市町における軽減策の状況を把握し、制度の改善について検討してまいります。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。 **【障害福祉課】**

【回答】

補助金の増額等について、県へ要望してまいります。

5、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。 **【障害福祉課】**

【回答】

上尾市では在宅の重度障害者を対象として、福祉タクシー券及び自動車燃料費の助成事業を行っております。

身体障害者手帳1、2級及び下肢、体幹の障害部位で3級の所持者（児）、療育手帳○A、Aの所持者（児）が対象です。精神保健福祉手帳所持者（児）は含まれておりません。

福祉タクシー券については、1月あたり2枚とし年間24枚を上限に給付しております。自動車燃料費助成については、18歳未満の者（児）は1月1,000円として年間1万2,000円、18歳以上の者は1月500円として年間6,000円を上限に給付しております。どちらかの制度の選択制となっており、併用はできません。その他所得制限や年齢制限は設けておりません。

タクシー券は初乗り料金相当の券となりますので、介助者等の同乗者についても割引が適用され、利用できる現状です。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。 **【障害福祉課】**

【回答】

両制度とも地域生活支援事業の中で実施しております。地域生活支援事業は、各自治体で規定を設け運用されているので、市町村間での連携は難しい状況です。両制度の補助事業としての扱いはなくなり、各自治体の単独事業となっており難しいと考えられますが、再び県の補助事業として扱っていただくよう要望してまいります。

6、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。 **【危機管理防災課】**

【回答】

本市では、ご本人などから希望があれば避難行動要支援者名簿の対象として加えてお

ります。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【危機管理防災課】

【回答】

福祉避難所への避難を、二次的な避難ではなく、直接の避難とする手法に関しては、現状の状況では、福祉避難所のキャパシティに限りがあることから、難しいものと考えます。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【危機管理防災課】

【回答】

避難所外で生活する方の救援物資については、近隣の指定避難所でニーズを集約し、避難所で物資の配布を行うことを想定しています。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【危機管理防災課】

【回答】

災害対策基本法第49条の1第3項において、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる」とあることから、名簿利用が要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とするのであれば、名簿情報の提供は可能であると考えます。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

- 1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

- (1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。 **【保育課】**

【回答】

平成31年4月1日の待機児童数は、15人です。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。 **【保育課】**

【回答】

0歳226名、1歳588名、2歳692名、3歳643名、4歳668名、5歳645名、合計3,462名となっています。(4/1時点入所児童数)

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。【保育課】

【回答】

待機児童の実態を踏まえつつ、子ども・子育て支援事業計画に沿った保育の受け皿拡大に努めてまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。【保育課】

【回答】

育成支援児童の受入れ（障害児保育）については、必要に応じた受け入れが確保できるよう、公的支援や態勢作りに努めてまいります。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。【保育課】

【回答】

認可外保育施設が、認可保育施設に移行したい旨の相談があった場合には、待機児童の実態を踏まえつつ、子ども・子育て支援事業計画に沿った対応を図ってまいります。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。【保育課】

【回答】

本市では、子ども・子育て支援新制度による保育士の処遇改善支援や、保育士の負担軽減、離職防止を図ることを目的とした保育士補助者雇上強化事業を実施しています。また、保育所等を運営する法人等に対し、保育士用の宿舍の借り上げにかかる経費の一部を補助する保育士宿舍借り上げ支援を実施し、保育士確保施策の推進を図っているところです。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。【保育課】

【回答】

国が進める幼児教育・保育の無償化の制度設計に即した取り組みを進めてまいります。

なお、制度の詳細については、現状では明らかになっていない部分もございますので、国からの情報に注視しつつ、適宜対応してまいります。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。【保育課】

【回答】

国が進める幼児教育・保育の無償化の制度設計に即した取り組みを進めるとともに、安全安心な保育が確保できるよう努めてまいります。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。【保育課】

【回答】

子ども・子育て支援新制度による量の拡充や質の向上を図りながら、本市が果たすべき役割を担ってまいります。また、子ども・子育て支援事業計画に基づき保育施設の整備を進めるとともに、育児休業取得にかかる上の子の保育の継続をはじめ、多子世帯・ひとり親世帯等の保育料の軽減拡充や、生活保護世帯等への実費徴収にかかる補足給付などの支援を継続して実施してまいります。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。【青少年課】

【回答】

学童保育を必要とするすべての児童・家庭が入所できるように平成30年度は1クラスを開所し、平成31年度は3クラスを開設する予定です。今後も適正な施設規模での健全育成が実施できるように努めてまいります。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。【青少年課】

【回答】

平成27年度から「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用し、運営委託料に加算しております。また、平成31年度から「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を活用し、運営委託料に加算しております。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。【青少年課】

【回答】

放課後児童クラブを利用している、あるいは利用する人にとって、より良い基準省令となるように、地方分権改革に関する提案募集などを利用してまいります。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。 **【子ども支援課】**

【回答】

現在、上尾市では義務教育が終了する15歳（中学3年生）の年度末までのお子さんを助成の対象としています。この事業に対し国から支援はなく、埼玉県からの補助金は未就学児部分の一部のみであるため、小学生・中学生の医療費助成は全額市が負担している状況が続いております。

医療費助成は子育て支援の重要な施策の一つではありますが、限られた財源でより効果的に子育て支援制度を充実させていくため慎重に検討しており、現段階では対象年齢を拡大することについて、予定しておりません。

今後も、国や県、他市等の動向を注視しながら、子育て支援施策の充実を図っていきたいと考えております。

- (2) 国や県への要請を行なってください。 **【子ども支援課】**

【回答】

15歳年度末まで助成するよう埼玉県へ要望を行うとともに、国に対しても子どもの医療費助成について何らかの支援を行うよう要望して参りたいと考えております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。 **【生活支援課】**

【回答】

「生活保護のしおり」の設置場所につきましては、いただいたご意見等を踏まえ、住民の皆さんが自由に手に取れるよう検討してまいります。

また、ご要望いただいております「生活保護のしおり」の内容につきましては、直すべき所があれば、直すように検討してまいります。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【生活支援課】

【回答】

本市といたしましても、市民の皆さんに生活保護制度を正しく理解していただく必要性は認識しております。

今後も、生活に困窮されている方が、気兼ねなくいつでも相談に来られるように努めてまいります。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。 **【生活支援課】**

【回答】

生活保護の申請については、その申請権を阻害していると思われる行為・言動はすべきでないと、各自治体は国から指導を受けているところです。

本市といたしましては、面接時に申請の意思を必ず確認することや、申請時に必要な書類が不足しているなどの理由で申請を妨げないことを徹底しております。

3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。 **【生活支援課】**

【回答】

生活保護決定通知書につきましては、最低生活費、収入額、生活保護費支給額等を生活保護受給者の方々に分かりやすいよう表にして明記しているほか、決定した理由についても記載しております。

また、生活保護決定時に「生活保護のしおり」にて不明な点等がありましたら問い合わせをしていただくよう周知を行い、ケースワーカーが家庭訪問をする際には、不明な点等があれば内容の説明をしております。

今後も、生活保護受給者の方々にご理解いただけるよう、説明等に努めてまいります。

4、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増していま

す。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。【生活支援課】

【回答】

本市の生活保護担当ケースワーカー数は、社会福祉法に規定する基準数を下回っていることから、毎年増員要求をしてきております。今後も被保護世帯数の増加が見込まれることから、引き続き要求していきたいと考えております。増員要求では、社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者の配置、ケースワーク経験のある職員の配置を毎年要望しているところです。

5、 埼玉県の外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【生活支援課】

【回答】

対象となる世帯につきましては、年度当初に埼玉県から援護金が支給される旨の通知を行い、制度の説明を行っております。

また、「修学旅行準備金支給申請書」「返信用封筒」を同封し、返送をお願いしております。

今後も制度の説明に漏れないよう努めてまいります。

なお、通学服等買い替え費につきましては、平成31年度から廃止となっております。そのため、学生服につきましては、入学準備金での支給で対応しております。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【生活支援課】

【回答】

生活保護世帯については、平成30年度から、生活保護開始時や転居の場合などにおいて、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと福祉事務所が認めた場合には、冷房器具の購入に要する費用について、50,000円の範囲内において支給の対象となっております。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【生活支援課】

【回答】

生活困窮者の情報につきましては、生活支援課内に設置されております「くらしサポート相談窓口」に対し、関係機関から必要に応じて提供されております。「くらしサポート相談窓口」では、相談支援員2名、就労支援員2名が生活困窮者自立支援法に基づき就労支援など適切に対応しております。

また、生活困窮者が生活保護に該当しそうな場合には、速やかに生活保護担当 CW につなげております。